

指名競争入札説明書

件名：市道富浦１０７号線仲尾沢トンネル トンネル修繕設計業務委託（道路メンテナンス）

場所：南房総市富浦町宮本地先

1 入札に付する事項

指名通知書に示すとおり。

2 入札及び開札の日時及び場所

ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）の入札予定（公告）に示すとおり。

3 設計図書等の閲覧及び入手

- （１）入札情報サービスの入札予定（公告）の公開期間中に、入札情報サービス又は南房総市ホームページよりダウンロードすることにより閲覧及び入手することができる。
- （２）窓口閲覧及び配布を希望する場合は、入札情報サービスの入札予定（公告）の公開期間中（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）に、契約担当課に事前に電話等で連絡をし、指示を受けること。

なお、原則として窓口配布で設計図書等を入手できる者は、当該案件に指名された者に限る。

4 質問及び回答

- （１）入札及び契約に関する質問は、契約担当課に、設計図書等に関する質問は、発注担当課に、令和８年８月２４日（月）午後５時までに、任意の様式でファクシミリで提出すること。
- （２）質問に対する回答は、令和８年８月２５日（火）午後５時までに、全指名業者に対して、ファクシミリにより行う。

5 入札書の提出

- （１）入札書は、令和８年８月２６日（水）午前９時から令和８年８月２７日（木）午後５時まで（ただし、期間中の午前０時から午前８時までを除く。）に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札参加者は持参等により、同期間内に入札書を提出すること。
- （２）入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入力又は記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。
- （３）入札金額内訳書は、指名通知書に特に記載がある場合を除き、提出は必要ないものとする。なお、落札決定後、落札者に入札金額内訳書の提出を求めることがある。
- （４）入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。

6 開札等

- (1) 開札日時は、入札情報サービスの入札予定（公告）に示すとおり。
- (2) 入札を行った者が1人である場合には、特別な事情がない限り入札を中止するものとする。
- (3) 開札した場合において、各人の入札のうち、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。なお、再度入札の回数は1回とする。また、再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

7 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、開札開始日時までは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札書受付締切予定日時までに入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。入札書受付締切予定日以後、開札開始日時までの期間にあるときは、紙により入札辞退届を作成し、提出するものとする。

8 入札の無効

無効となる入札は、南房総市建設工事等電子入札約款第8条各号に定めるとおりとする。

指名通知後に指名停止措置を受け、開札時に指名停止期間中である者が行った入札は無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 入札参加者のうち、有効な入札を行った者で、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定について、全入札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、当該落札者には契約に必要な手続きについて指示する。

10 契約保証金

原則として、契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）の納付又は契約保証金に代わる担保を付するものとする。

なお、南房総市財務規則（平成18年南房総市規則第44号）第146条第4項の規定により契約保証金の全部又は一部が免除となる場合がある。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約（南房総市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南房総市条例第60号）第2条に規定する契約に係る仮契約を含む。）を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

12 低入札価格調査

南房総市建設工事等低入札価格調査実施要領に基づき調査基準価格を設定する場合においては、次のとおりとする。

- (1) 調査基準価格を下回る価格で入札した者がいるときは、落札の決定を保留し、その入札価

格によって契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、後日落札の決定があれば速やかに全入札者に通知する。契約の内容に適合した履行がなされないと南房総市が認めるときは、落札者とならない場合がある。

(2) 調査基準価格を下回る価格で入札した者には、開札日当日中に、調査対象者となった旨をファクシミリ等で通知する。

(3) 調査基準価格を下回る価格で入札した者は事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。

(4) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は開札をした日の翌日から起算して5日以内（この期間に南房総市の休日に関する条例（平成18年南房総市条例第3号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。

なお、第1順位者でなくとも提出しなければならず、規定の期限までに提出しない者は入札を無効とする。

(5) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

(6) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前払金は、請負代金額の10分の2以内とする。

(7) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約において、当該者が過去2年以内に竣工した南房総市（地方公営企業及び各行政委員会を含む。）発注の工事等に関し次の要件に該当する場合は、配置技術者の1名増員を義務づける。

① 65点未満の工事成績評定を受けている者。

② 発注者から工事完成検査等において補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部引き渡し後、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの。）に起因し工事請負契約書に基づく補修（軽微な手直し等を除く。）又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償を請求された者。

③ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者。

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

1.3 異議申立て

入札した者は、入札後、設計図書及び契約条項について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1.4 その他

(1) 入札参加者は、該当案件の設計図書等関係書類を熟読し、入札に参加すること。

また、電子入札を行う際には、南房総市建設工事等電子入札約款を確認すること。

(2) ICカード更新中などの理由により紙入札で参加する場合は、別添「紙入札方式で参加の皆さんへ」を確認すること。

(3) 現場説明会は実施しない。

(4) 工期は事情により変更することがある。

問い合わせ先

(1) 入札及び契約に関する事項 (契約担当課)

南房総市 総務部財政課 契約係

住 所 千葉県南房総市富浦町青木28番地

電 話 0470-33-1022

FAX 0470-20-4593

(2) 設計図書等に関する事項 (発注担当課)

南房総市 建設環境部建設課

住 所 千葉県南房総市富浦町青木28番地

電 話 0470-33-1101

FAX 0470-20-4597